

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導要領

(全部改正 平成27年 3月10日発消予第125号)

(最終改正 令和 6年 4月 1日発消指第 1号)

(目的)

第1条 この要領は、高層建築物及び高度な診療機能を有する医療機関において、ヘリコプターを有効活用した活動を実施するため、当該建築物の屋上に回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）の離着陸等が可能なスペースの設置を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋上緊急離着陸場 航空法施行規則（以下「規則」という。）第176条各号に掲げる航空機のうちヘリコプターが、救助活動等のために離着陸することを想定して設けられる建築物の屋上及びこれらに類する部分をいう。
- (2) 緊急救助用スペース 前号のヘリコプターが、救助活動等のためにホバリング（ヘリコプターが救助や物資供給のため一定の高さの空中で停止することをいう。）することを想定して設けられる建築物の屋上及びこれらに類する部分をいう。
- (3) 着陸帯 ヘリコプターの離着陸のために設けられる屋上の矩形部分をいう。
- (4) 進入表面 着陸帯又は緊急救助用スペース（以下「着陸帯等」という。以下同じ。）の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ勾配を有する平面をいう。
- (5) 転移表面 ヘリコプターの着陸時において、再進入の必要があるときに、安全に旋回するための空間を確保するための平面をいう。
- (6) 待避場所 ヘリコプターが接近したときに、要救助者、医療関係者等が待避する場所をいう。
- (7) 夜間照明設備 夜間の離着陸に必要な照明設備一式で、規則第117条において規定された基準によるものをいう。
- (8) 燃料流出防止施設 ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合に、当該燃料が屋上以外の部分へ流出することを防止するための施設をいう。
- (9) 脱落転落防止施設 ヘリコプター、ヘリコプターの乗組員、要救助者、医療関係者等の転落を防止するための施設をいう。

(設置指導対象)

第3条 消防局長（以下「局長」という。）は、次の各号に掲げる建築物が建築されるときは、建築物の関係者（以下「関係者」という。）に対し、それぞれ当該各号に定める屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペース（以下「屋上緊急離着陸場等」という。）の設置を指導するものとする。

- (1) 高さ45メートルを超える建築物 屋上緊急離着陸場等
- (2) 救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付け厚生省医発第692号）に定める高度救命救急センター、小児救命救急センター又は重篤救急患者の救命医療を施すことができる医療機関の建築物 屋上緊急離着陸場

（指導基準）

第4条 局長は、屋上緊急離着陸場等が設置されるときは、関係者に対し、別表に規定する屋上緊急離着陸場等に係る設置基準（以下「設置基準」という。）に基づき指導するものとする。

（屋上緊急離着陸場等設置計画書）

第5条 局長は、関係者に対し、屋上緊急離着陸場等を設置する建築物に係る確認申請等を行う時期までに、屋上緊急離着陸場等の設置の計画を届け出るよう指導するものとする。

2 前項の届出は、屋上緊急離着陸場等設置計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）に次に掲げる図書を添付し、5部提出するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 進入表面の水平投影図（2，500分の1）
- (3) 転移表面の水平投影図（200分の1）
- (4) 進入表面及び転移表面に、物件等の突出がないことを示す図書
- (5) 屋上緊急離着陸場の床面の強度は、活動が想定される機体の最大全備重量（燃料、資機材等の規定された搭載物を全て搭載したときの最大重量（京都市消防局の運用する機体にあつては4.3トン）をいう。以下同じ。）の2.25倍の荷重が短期的に掛かるものとし、これに対して安全な構造として建築基準法第20条に適合することを示す図書
- (6) 各階平面図
- (7) 屋上緊急離着陸場等の平面図及び断面図
- (8) 屋上緊急離着陸場等、当該建築物のパラペット（屋上の端部に立ち上げられた小壁をいう。）、避雷針、塔屋等の高さを記した立面図
- (9) 消防用設備等（設置基準により設置するものに限る。）の配置図
- (10) 夜間照明設備の配置図、配線図及び機器の仕様書
- (11) 屋上緊急離着陸場等に設置する通話装置の送話先となる防災センター等の配置図
- (12) 燃料流出防止施設の配置図、配管図及び機器の仕様書
- (13) その他局長が必要と認める図書

3 局長は、計画書の届出があつたときは、計画書の1部に届出済印（京都市火災予防規程第42号様式に規定する届出済印をいう。以下同じ。）を押印し、関係者に返付するものとする。

4 局長は、指導課長及び警防課長に計画書を審査させるものとする。

(意見照会)

第6条 局長は、屋上緊急離着陸場等の設置について、計画書を添えて、都市計画局長及び当該屋上緊急離着陸場等の所在地を管轄する消防署長（以下「署長」という。）に意見を照会するものとする。

(関係者への指導)

第7条 局長は、関係者に対し、計画書の内容を変更しようとするときは速やかに協議を行うよう指導するものとする。

2 前項の協議の結果、計画書の内容に変更が生じたときは、図書を再提出するよう指導するものとする。ただし、補正することが可能な軽微な変更については、この限りでない。

3 局長は、工事が適正に行われていることを適宜確認するものとする。

(変更等に係る指導)

第8条 局長は、関係者に対し、屋上緊急離着陸場等の位置、構造、設備等の状況を変更し、又は建築物の除却等により屋上緊急離着陸場等を廃止するときは、変更又は廃止の理由、箇所等を届け出るよう指導するものとする。

2 前項の届出は、屋上緊急離着陸場等変更・廃止届出書（第2号様式。以下「変更等届出書」という。）を5部（変更の場合は、変更箇所が分かる仕様書、配置図、平面図その他必要な図書を含む。）提出するものとする。

3 変更等届出書の提出後の事務処理は、計画書の例による。

(完成検査の実施)

第9条 局長は、関係者に対し、屋上緊急離着陸場等の設置又は変更に係る工事が完了したときは、屋上緊急離着陸場等設置・変更完了届出書（第3号様式。以下「完了届出書」という。）に仕様書、配置図、平面図その他必要な図書を添付し、5部提出するよう指導するものとする。

2 局長は、完了届出書の1部に届出済印を押印し、関係者に返付するものとする。

3 局長は、提出された完了届出書のうちの1部を署長に送付するものとする。

4 局長は、計画書に基づき工事が完了しているかどうかを検査し、完了していないときは、関係者に対して是正を求めるものとする。

(検査後の事務処理)

第10条 局長は、前条第4項の検査を終えたときは、完了届出書を指導課長及び警防課長に保管させるとともに、京都府危機管理監及び署長にそれぞれ1部を送付するものとする。

(運航障害に係る指導)

第11条 局長又は署長は、屋上緊急離着陸場等における運航障害を把握した場合は、関係者に対し是

正を求めるものとする。

(設置指導に係る留意事項)

第12条 屋上緊急離着陸場等の設置指導に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 屋上緊急離着陸場等は、緊急時の使用を目的とするものであるため、屋上ヘリポートとして常時使用する場合は、国土交通大臣の許可が必要となること。
- (2) 屋上緊急離着陸場等の設置には、相当の費用を要し、建築計画への影響もあることから、指導の対象となる建築物の建築計画の早期把握に努め、指導の時期を失しないこと。
- (3) 屋上緊急離着陸場等の必要性について、関係者に対して十分に説明を行い、理解と協力を求めること。
- (4) 屋上緊急離着陸場等の設置により、屋上への避難を積極的に誘導するものではないこと。

2 第3条に掲げる設置指導対象以外の建築物に対する屋上緊急離着陸場等の設置指導は、この要領を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に工事中又は計画中の屋上緊急離着陸場等で、関係者に対し改正前の規定による指導を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

屋上緊急離着陸場等設置計画書

(宛先) 京都市消防局長	年 月 日
関係者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	関係者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導要領第5条の規定により、次の防火対象物に <input type="checkbox"/> 屋上緊急離着陸場 の設置を計画しましたので届け出ます。 <input type="checkbox"/> 緊急救助用スペース			
設 計 者	事業所の所在地		
	事業所の名称		
	氏 名		
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途	※消防法施行令別表第一（ ）項	
	収 容 人 員		
規 模 ・ 構 造	構造	・階層	地上 階 地下 階
	建築面積	平方メートル	延べ面積 平方メートル
	最高の高さ	メートル	最高の軒高さ メートル
屋 上 緊 急 離 着 陸 場 等	着 陸 帯 等	メートル× メートル	待機場所 平方メートル
	夜 間 照 明 設 備	<input type="checkbox"/> 飛行場灯台 <input type="checkbox"/> 風向灯 <input type="checkbox"/> 着陸区域照明灯 <input type="checkbox"/> 境界灯 <input type="checkbox"/> 航空障害灯 <input type="checkbox"/> 非常電源（設置場所 ）	
	燃料流出防止施設		
	脱落転落防止施設		
	消 防 用 設 備 等		
通 話 装 置			
※ 備 考			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 この計画書は、次の図書を添付し、5部提出してください。

- (1) 付近見取図
- (2) 進入表面の水平投影図（2，500分の1）
- (3) 転移表面の水平投影図（200分の1）
- (4) 進入表面及び転移表面に、物件等の突出がないことを示す図書
- (5) 屋上緊急離着陸場の床面の強度は、活動が想定される機体の最大全備重量の2.25倍の荷重が短期的に掛かるものとし、これに対して安全な構造として建築基準法第20条に適合することを示す図書
- (6) 各階平面図
- (7) 屋上緊急離着陸場等の平面図及び断面図
- (8) 屋上緊急離着陸場等、当該建築物の parapet、避雷針、塔屋等の高さを記した立面図
- (9) 消防用設備等（設置基準により設置するものに限る。）の配置図
- (10) 夜間照明設備の配置図、配線図及び機器の仕様書
- (11) 通話装置の送話先となる防災センター等の配置図
- (12) 燃料流出防止施設の配置図、配管図及び機器の仕様書
- (13) その他局長が必要と認める図書

第2号様式（第8条関係）

屋上緊急離着陸場等変更・廃止届出書

(宛先) 京都市消防局長	年 月 日
関係者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	関係者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導要領第8条の規定により、次の防火対象物に設置した <input type="checkbox"/> 屋上緊急離着陸場 <input type="checkbox"/> 変更 を <input type="checkbox"/> 廃止 しますので届け出ます。 <input type="checkbox"/> 緊急救助用スペース <input type="checkbox"/> 廃止		
設計者	事業所の所在地	
	事業所の名称	
	氏名	
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	※消防法施行令別表第一（ ）項
	収容人員	
規模・構造	構造	階層 地上 階 地下 階
	建築面積	平方メートル 延べ面積 平方メートル
	最高の高さ	メートル 最高の軒高さ メートル
変更・廃止理由		
変更・廃止箇所		
※備考		

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 3 設計者の欄は、変更の場合のみ記載してください。
 4 この届出書は、5部（変更の場合は、変更箇所が分かる仕様書、配置図、平面図その他必要な図書を含む。）提出してください。

第3号様式（第9条関係）

屋上緊急離着陸場等設置・変更完了届出書

(宛先) 京都市消防局長	年 月 日
関係者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	関係者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導要領第9条の規定により、次の防火対象物における
屋上緊急離着陸場の 設置 が完了しましたので届け出ます。
緊急救助用スペース 変更

防火対象物	所在地					
	名称					
	用途	※消防法施行令別表第一（ ）項				
	収容人員					
規模・構造	構造	階層	地上	階	地下	階
	建築面積	平方メートル	延べ面積	平方メートル		
	最高の高さ	メートル	最高の軒高さ	メートル		
屋上緊急離着陸場等	完成年月日	年	月	日		
	運用開始年月日	年	月	日		
着陸場等	着陸帯等	メートル×	メートル	待機場所	平方メートル	
	夜間照明設備	<input type="checkbox"/> 飛行場灯台 <input type="checkbox"/> 風向灯 <input type="checkbox"/> 着陸区域照明灯 <input type="checkbox"/> 境界灯 <input type="checkbox"/> 航空障害灯 <input type="checkbox"/> 非常電源（設置場所）				
	燃料流出防止施設					
	脱落転落防止施設					
	消防用設備等	通話装置				
※備考						

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 3 変更の場合は、変更後の内容を記載してください。
 4 この届出書は、仕様書、配置図、平面図その他必要な図書を添付し、5部提出してください。

別表（第4条関係）

1 屋上緊急離着陸場

設置設備等		設置基準
着 陸 帯	大きさ	長さ及び幅は、活動が想定される機体の投影面の長さ及び幅の1.2倍以上で、かつ、それぞれ20メートル以上とすること。
	標識 (別図1参照)	<p>黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントにより、次に掲げる標識等を表示すること。</p> <p>(1) 着陸帯の境界線</p> <p>(2) 屋上緊急離着陸場である旨を示すⓉをヘリコプターの進入方向又は出発方向に向け表示すること。</p> <p>(3) 進入方向又は出発方向を示す矢印。ただし、同一方向に設定した場合は省略することができる。</p> <p>(4) 着陸が可能な機体の重量</p> <p>(5) 地上からの高さ（フィート表示）</p>
	床面構造	<p>(1) プラットホーム式（屋上床の上部に離着陸するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの）又は通常床式とし、床面は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) プラットホーム式とする場合は、上下方向に空気が流通し、着陸時に気流の乱れが生じる恐れがあるグレーチング等の床としないこと。</p> <p>(3) 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>(4) 床面の強度は、活動が想定される機体の最大全備重量の2.25倍の荷重が短期的に掛かるものとして設計すること。</p>
進入表面 (別図2参照)	<p>(1) 直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。</p> <p>(2) 長さは500メートル、幅は着陸帯から500メートル離れた地点で200メートルを確保すること。</p> <p>(3) 勾配は、8分の1以下とすること。ただし、周囲の状況等からこれにより難しい場合は、5分の1以下とすることができる。</p> <p>(4) 進入表面上に物件等が突出しないこと。</p>	

転 移 表 面 (別 図 3 参 照)		<p>(1) 進入表面に沿った両側2方向とすること。</p> <p>(2) 着陸帯からの高さ45メートルまでの斜面で、着陸帯及び進入表面と接続すること。</p> <p>(3) 勾配は、1分の1以下とすること。</p> <p>(4) 進入表面に沿って360メートルの点までとすること。</p> <p>(5) 転移表面上に物件等が突出しないこと。</p> <p>(6) (1)から(5)までの規定により難しい場合は、別図4によることができる。</p>
待 避 場 所	規 模 等	<p>(1) 着陸帯に隣接して設置すること。</p> <p>(2) 広さは、着陸帯の概ね2分の1の広さを確保すること。</p> <p>(3) 待避場所と着陸帯に段差がある場合は、階段又は傾斜路を設置し、容易に接近できるものとする。</p>
	標 識	<p>(1) 「ヘリコプターが接近したらこの場所に待避してください。」の文字を記載した標識を掲示又は床面に表示すること。</p> <p>(2) 文字の大きさは、75ミリメートル角以上とすること。</p> <p>(3) 標識の大きさは、1,250ミリメートル×350ミリメートル以上とすること。</p> <p>(4) 容易に視認できる場所に堅固に掲示又は表示すること。</p>
風 向 指 示 器		規則第79条第1項第14号の規定に基づき設置すること。
夜 間 照 明 設 備 等 (別 図 5 参 照)	飛 行 場 灯 台	規則第117条において規定された基準により設置すること。
	風 向 灯	
	着 陸 区 域 照 明 灯	規則第117条において規定された基準によるほか、着陸帯の中心部の上方2メートルの高さにおいて、ヘリコプターの乗組員に幻惑を与えないものとする。
	境 界 灯	<p>規則第117条において規定された基準によるほか、次によること。</p> <p>(1) 着陸帯の境界線上に、等間隔に8個以上設置すること。</p> <p>(2) 進入表面及び転移表面に突出しないものとし、埋め込み型とすること。</p> <p>(3) (1)及び(2)により難しい場合は、着陸区域照明灯を4基以上設置すること。</p>

航空障害灯		規則第127条において規定された基準によるほか、着陸帯から10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間に視認が困難な物件がある場合に低光度航空障害灯を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、当該物件に夜光塗料を塗布すること。
非常電源		消防法施行規則第12条第1項第4号に規定する非常電源（非常電源専用受電設備を除く。）とし、夜間照明設備を連続で4時間以上作動できるものとする。
点灯方式		防災センター等から遠隔操作により点灯できること。
燃料流出防止施設		(1) 燃料が流出した場合に、雨水排水口に流れ込まないように、ためます、側溝等を利用する構造とし、合計1,000リットル以上の容量を確保すること。 (2) 配管等にあつては耐油性を有するものとする。
脱落転落防止施設		進入表面又は転移表面に突出しない高さ0.4メートル以上の手すり壁、柵又は金網（以下「手すり壁等」という。）を設置すること。ただし、通常床式の場合で、建築基準法施行令第126条第1項に規定する手すり壁等が設置されているときは、これと兼ねることができる。
消防用設備等	消火器	第4類の危険物に適応する消火器を、能力単位が2以上となるよう設置すること。
	連結送水管	放水口は単口形とし、放水用器具は、長さ20メートルのホース2本以上及び筒先1本以上とする。
通話装置		防災センター等と相互に通話することができる装置を着陸帯の直近に設置すること。この場合において、配線は、消防法施行規則第12条第1項第4号ホの規定の例によること。

2 屋上部分の建築計画

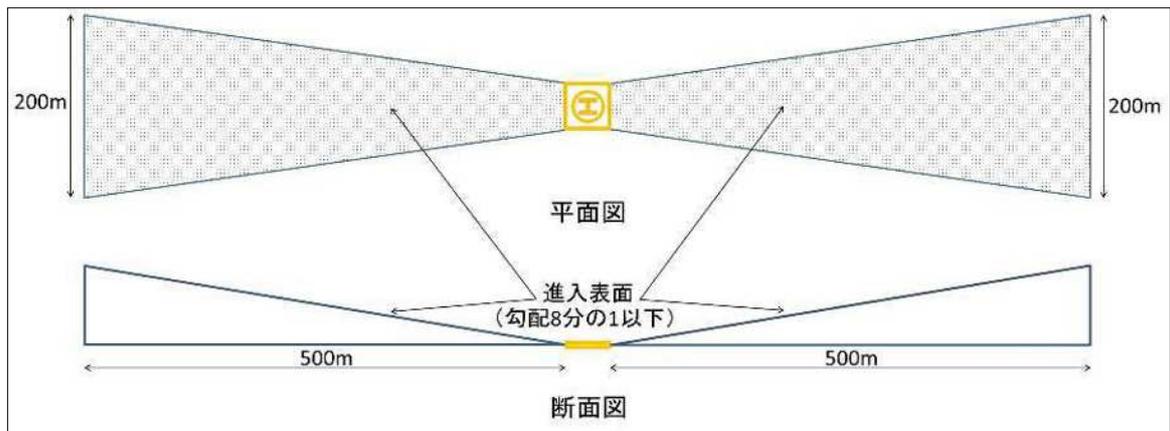
直 通 階 段 等	<p>(1) 各階から屋上へ通じる直通階段又は傾斜路を設置すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる直通階段又は傾斜路が屋内に存する場合にあつては、屋上とは附室を通じて連絡するものとする。</p> <p>(3) 附室から屋上に通じる出入口に設置する扉は、建築基準法施行令第112条第14項に規定する防火設備とすること。</p>
出 入 口	<p>(1) 医療機関においては、屋上へ通じる出入口の幅員をストレッチャーが通行することができるものとする。</p> <p>(2) 屋上へ通じる出入口に設置する扉を常時施錠する場合は、緊急時に扉を直接操作することで開放することができる場合を除き、防災センター等において遠隔解錠できる装置、自動火災報知設備の作動と連動して作動する自動解錠装置及び停電時には手動開放できる装置を設置すること。</p>
エ レ ベ ー タ ー	<p>屋上にエレベーター（非常用エレベーターが設置される建築物にあつては、当該エレベーター）を1基以上着床させること。</p>
そ の 他	<p>(1) 排煙機は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならない位置に設けること。</p> <p>(2) 屋上に勾配屋根を設ける場合は、ヘリコプターからの吹き下ろしの風による吹き返しが生じることのないよう空気が流通する構造とすること。</p> <p>(3) 建築物に付帯する必須の設備で、進入表面又は転移表面に突出するものについては、可動式の構造とし、ヘリコプターの離着陸時には折りたたむことができる仕様とすること。</p>

3 緊急救助用スペース

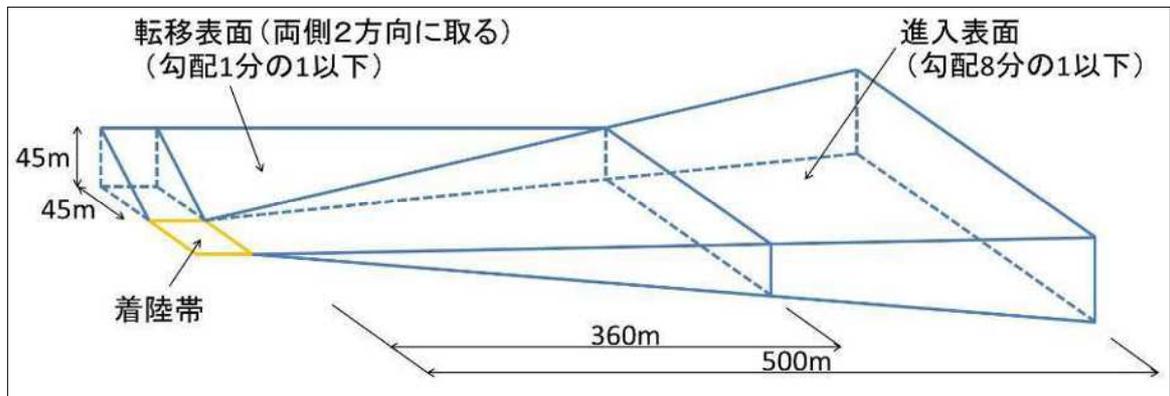
設置設備等		設置基準
緊急救助用スペース	大きさ	長さ及び幅は、それぞれ10メートル以上とすること。
	標識 (別図6参照)	<p>黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントにより、次に掲げる標識等を表示すること。</p> <p>(1) 緊急救助用スペースの境界線</p> <p>(2) 緊急救助用スペースである旨を示す㊟の標識をヘリコプターの進入方向又は出発方向に向け表示すること。</p> <p>(3) 進入方向又は出発方向を示す矢印。ただし、同一方向に設定した場合は省略することができる。</p> <p>(4) 地上からの高さ（フィート表示）</p>
	床面構造	勾配及び強度は、消防・救助活動の支障とならないものとする。
進入表面 (別図7参照)	<p>(1) 直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。</p> <p>(2) 長さは500メートル、幅は緊急救助用スペースから500メートル離れた地点で200メートルを確保すること。</p> <p>(3) 勾配は、3分の1以下とすること。</p> <p>(4) 進入表面上に物件等が突出しないこと。ただし、これにより難しい場合は、表面を垂直上方5メートルまで移行することができる。</p>	
転移表面 (別図8参照)	<p>(1) 進入表面に沿った両側2方向とすること。</p> <p>(2) 長さは45メートル、幅は緊急救助用スペースと同じとすること。</p> <p>(3) 勾配は、1分の1以下とすること。</p> <p>(4) 進入表面に沿って360メートルの点までとすること。</p> <p>(5) 転移表面上に物件等が突出しないこと。ただし、これにより難しい場合は、表面を垂直上方5メートルまで移行することができる。</p>	
	大きさ	<p>(1) 緊急救助用スペースに隣接して設置すること。</p> <p>(2) 広さは、緊急救助用スペースの概ね2分の1の広さを確保すること。</p> <p>(3) 待避場所と緊急救助用スペースに段差がある場合は、階段又は傾斜路を設置し、容易に接近できるものとする。</p>

待避場所	標識	(1) 「ヘリコプターが接近したらこの場所に待避してください。」の文字を記載した標識を掲示又は床面に表示すること。 (2) 文字の大きさは、75ミリメートル角以上とすること。 (3) 標識の大きさは、1,250ミリメートル×350ミリメートル以上とすること。 (4) 容易に視認できる場所に堅固に掲示又は表示すること。
風向指示器		規則第79条第1項第14号の規定に基づき設置すること。
夜間照明設備 (別図5参照)	飛行場灯台	規則第117条において規定された基準により設置すること。
	風向灯	
	境界灯	規則第117条において規定された基準によるほか、次によること。 (1) 緊急救助用スペースの境界線上に、等間隔に8個以上設置すること。 (2) 進入表面及び転移表面に突出しないものとし、埋め込み型とすること。 (3) (1)及び(2)により難しい場合は、着陸区域照明灯を4基以上設置すること。
	航空障害灯	規則第127条において規定された基準によるほか、緊急救助用スペースから10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間に視認が困難な物件がある場合に低光度航空障害灯を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、当該物件に夜光塗料を塗布すること。
	非常電源	消防法施行規則第12条第1項第4号に規定する非常電源(非常電源専用受電設備を除く。)とし、夜間照明設備を連続で4時間以上作動できるものとする。
	点灯方式	防災センター等から遠隔操作により点灯できること。
消防用設備等	消火器	第4類の危険物に適応する消火器を、能力単位が2以上となるよう設置すること。
	連結送水管	放水口は単口形とし、放水用器具は、長さ20メートルのホース2本以上及び筒先1本以上とする。
通話装置		防災センター等と相互に通話することができる装置を設置すること。この場合において、配線は、消防法施行規則第12条第1項第4号ホの規定の例によること。

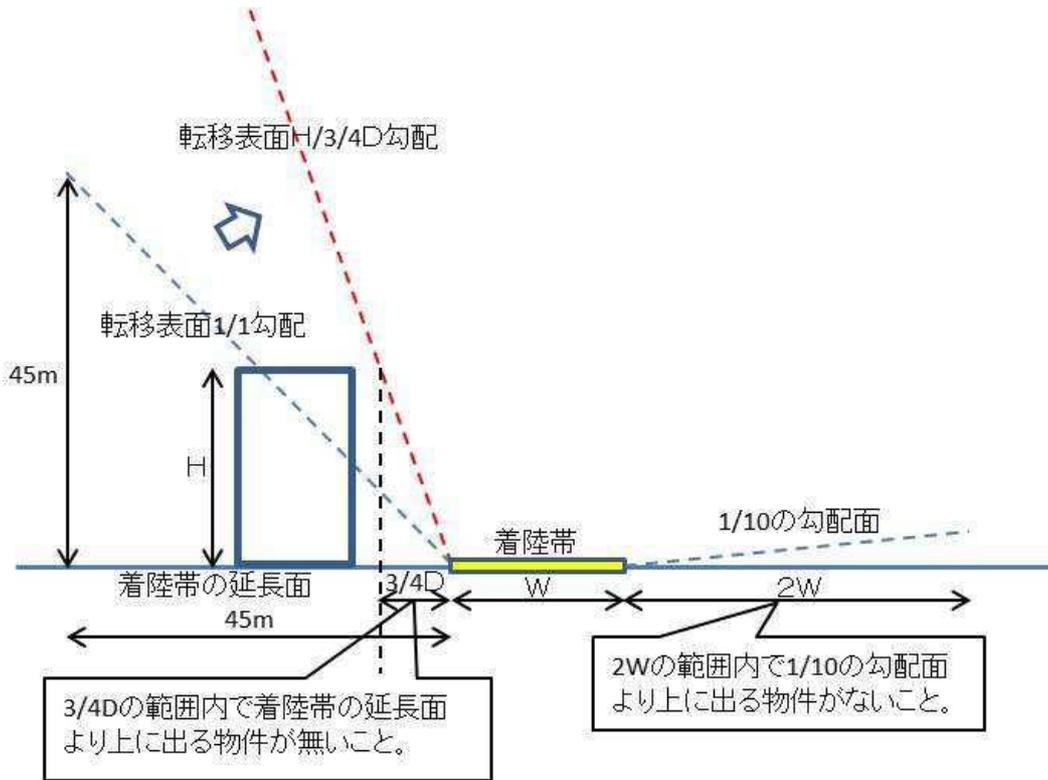
別図2



別図3

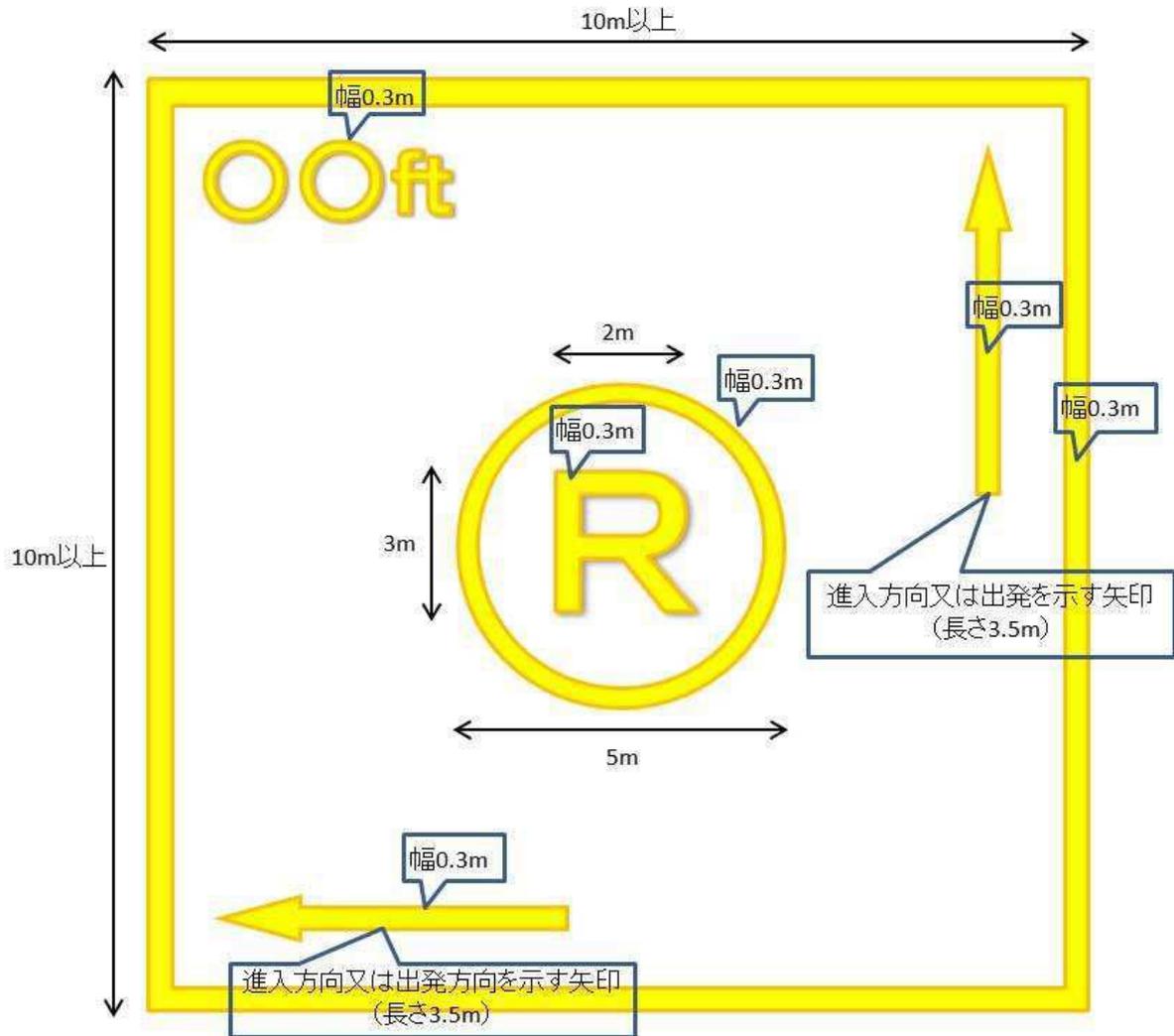


別図4

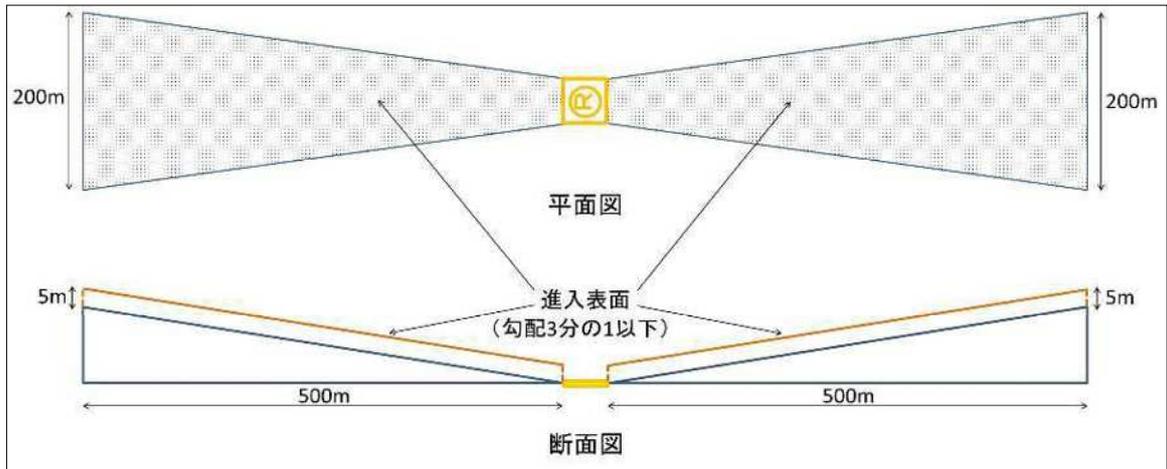


H : 物件の最高高さ (m)
W : 着陸帯の幅 (m)
D : ローターの直径 (m)
(AS365型ヘリコプターの場合、D=12mで3/4D=9m)

別図6



別図7



別図8

